

第39回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 令和5年8月4日（金）13時35分～16時
- 2 場所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 小野沢自治会（小沼孝文）
【敬称略】能代南土地改良区（理事長 大塚和浩、保坂智）
浅内水利組合（副会長 平川彰）
能代の産廃を考える会（事務局長 原田悦子）
能代市浅内財産区（管理会会長 山田文雄、
能代市総務部長 畠中徹）
能代市（環境産業部次長 幸坂晴二）
秋田県（委員長：生活環境部長 川村之聡）
- 4 議事 (1) 令和4年度水質等調査結果について
(2) 令和4年度環境保全対策の実施状況について
(3) 産廃特措法に基づく実施計画における目標達成状況等について
(4) 令和5年度以降の環境保全対策について
(5) その他

5 挨拶

○秋田県 川村生活環境部長 挨拶（要旨）

- ・センターの環境保全対策については、平成17年2月からは産廃特措法の実施計画に基づき、国の支援を受けながら取り組んできたところだが、この計画が令和4年度末をもって、計画期間が終了している。
- ・これまでの対策によって、蒲の沢、南沢、大館沢で滲出している地下水の「VOC」は、蒲の沢の1, 4-ジオキサンを除き、目標とする「環境基準」を達成するところまで浄化を進めることができている。
- ・一方で、蒲の沢の滲出水及び遮水壁内側の汚染解消にはまだ時間が必要な状況となっていることから、令和5年度以降も引き続き財政支援が受けられるよう、他の自治体と連携しながら国に働きかけを行い、本年度以降も国の財政支援を受けられることになっている。
- ・新たな支援については、最大で5年間で、水処理に直接関係のない費用は支援対象から除外されるなど、内容的にはこれまでより厳しいものとなっており、今まで以上に効率的な維持管理が求められている。
- ・今後も維持管理に当たっては、地元住民の皆様の安全と安心を最優先するのは当然のことで、県としては可能な限り事業費の縮減に努めつつ、効率的かつ効果的な維持管理を行いたいと考えているので、皆様にご協力をお願いしたい。
- ・本日は、令和4年度の水質等の調査結果のほか、前実施計画の目標達成状況及び令和5年度以降の環境保全対策を説明するため、皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願いする。

(議事(1)について事務局で説明後、質疑応答)

【質疑の概要】

- | | |
|-----|---|
| 委員 | 遮水壁を設置したあとに、様々な有機溶剤系の基準値が下がってきていることは良い傾向だとは思う。下がっているということは、処分場の中には、まだ溜まっているということか。本当に有機溶剤系のものがなくなってきているのか。 |
| 事務局 | データを見る限りでは、遮水壁の外は右肩下がりに濃度が低下してきている。これは、周辺の地下水を汲み上げて浄化している効果だと考えている。ただ、遮水壁の内側は、まだものがあるので、その影響があると考えている。 |
| 委員 | 大館沢側のシートを張った管理型処分場の上の雑木みたいなものは、シートの上から出ているものなのか、シートを突き破って出ているのか。また、その確認はどうしているか。 |
| 委員長 | 大館沢側の管理型処分場のNo.10、No.11処分場などについては、廃棄物の上に覆土をして、その上から一部水が通るシートを張り、その上にさらに覆土をしている。上に敷いたシートは簡単に破れるものではないので、今生えている木、雑草については、全部シートの上にあると考えていただければと思う。はっきり確認はしていないが、上にあるシートの性状から考えて、それを破って出てくるものではない。シートを突き破るようなことがないように維持管理はしている。 |
| 委員 | 先月、大雨が降ったが、その大雨の被害はなかったか。 |
| 事務局 | 処分場に影響を及ぼすような被害はなかったが、大館沢の方にある管理用の道路の雨水排水用の側溝において、40メートルほどの範囲で下にずれたところが出来た。今応急処置をしているが、年度内に復旧したいと考えている。 |
| 委員 | 昨日、蒲の沢を見てきたが、一箇所だけ濃い色の水が流れてきていた。 |
| 委員長 | 処分場から出てきた水ではないと思うが、県の方で確認をして必要な作業をしたい。 |
| 委員 | 今回の大雨の影響はあまり無かったようだが、今後も管理をきちんとお願いしたい。 |

(議事(2)について事務局で説明後、質疑応答なし)

(議事(3)について事務局で説明後、質疑応答)

【質疑の概要】

委員	環境基準値の数値は、どのように決められているか。この基準値は、日本のものか、世界のものか。
事務局	環境基準値は、人の健康に害を及ぼさないレベルの濃度として設定されており、日本の基準になる。
委員	例えば、アメリカの方は根こそぎとって浄化する、自然に戻すという方法が主流である。上から被せて汚水が出ないようにするというのは日本式の方法なのか。
事務局	能代では、現場内処理ということで、特措法の適用を受けるときに、その方針で進めさせていただいている。全国で見ると、同じ方式のところは何カ所もあり、ここに限ったものではない。
委員	1, 4-ジオキサンは、どういう物質から出てくるものなのか。洗浄剤に入っているものなのか。あるいは、化学反応が起きて1, 4-ジオキサンという物質になるのか。
事務局	1, 4-ジオキサンの用途は、それ自体も有機溶媒だが、トリクロロエチレンなどの安定剤として用いられている。物質が変化して、1, 4-ジオキサンになるというよりは、1, 4-ジオキサンとして作られたものである。
委員	事業費は、国の方が14億円、残りは県費か。
委員長	補助率は3分の1のため、約42億円の3分の1と考えていただければいいが、実際は、起債したり、交付税で戻るものもあるため、国の方は58%、県の持ち出しは42%というかたちでやっていた。
委員	処理しなければならない水の量は、まだどれくらいあると考えているのか。
事務局	北側の遮水壁の外に関しては、遮水壁を設置する前の影響が大きいと考えている。引き続き、場内と遮水壁北側の地下水の汲み上げ浄化をして経過をみていきたいと考えている。
委員	県は処分場全体の保有水を、把握出来ているか聞きたい。
委員長	シートが張られている処分場の水と、シートの外側の地下に溜っている水がある。シートが張られている処分場の中に溜まっている水については、計算すると出せるかもしれないが、それ以外の地下水の汚れた水については、場内でも地下水位の変動があるので、単純に、面積かける高さでは出せないと思う。なおかつ、そこを出してもあまり意味のないものかなという気はする。遮水壁の中は、データを見ても、汚れているのは明らかなので、浄化していかなければならない。あとは処分場のシートの中にあるごみを出来るだけ安定させて、

処理しなくてもいいようになるまでやらなければならないと思っている。

委員 状況を見ながらでないと、前に進めないということか。

委員長 今までのデータの蓄積もある。水質の状況を見ながら、必要なところに手をかけていくというやり方しかできないと思っている。

(議事(4)、(5)について事務局で説明後、質疑応答)

【質疑の概要】

委員 住民側がずっと要望している No.6 処分場のボーリングの際に突き刺さった中身の入ったドラム缶部分の掘削を、順次、計画の中に入れてくれると期待はしているが、令和5年度の計画には、入っていないということではよろしいか。

事務局 No.6 処分場には施工時、遮水シートが敷かれ保有水がある。遮水壁内の水を汲み上げ、浄化を繰り返しながら、様子を見させていただきたいと考えている。水質に極端な変化があれば、考える必要はあるが、安定している状況である。今の対策を継続していきたいと考えている。

委員 今の説明は、2回目の掘削をするまで、何年間も同じことを説明されてきた。No.6 処分場に、遮水シートがあるということを県が承知したのはいつか。

委員長 はっきり遮水シートがあると確認出来たのは、ボーリング調査のあとである。

委員 No.6 処分場は、1000㎡未満ということで届出が一切無い。県も受理しておらず、文書公開の請求対象にはならないということで却下された。No.6 処分場については、昭和60年代のとき、No.4、No.5、No.7、と同時に作られている。シートが張られているからといって、この処分場が安全だとは言えない。過去の処分場を見ている分だけ、信用できるものではない。掘削撤去することによって維持管理にも相当良い影響をするということで、No.1、No.2 処分場を掘削された。住民側としては、No.1、No.2の掘削の次はNo.6 処分場。ボーリングで中身が出てきたところは重点的にやってもらいたい。また、県は、これまでも掘るとも掘らないとも言っていない。今のような追加説明に、シートがあるから大丈夫ということと言わないでください。信用できない。

委員長 昔の事業者を信用できない。あるいは、昔の県を信用できないということとはよく分かる。ただ、No.6 処分場は、遮水シートは張られているし、そういう現場で工事した写真もある。少なくとも遮水シートは張られているということと、現在やっている水質検査の中で、揚水井戸35番の水質を見ていただければ、1、4-ジオキサンは検出されているものの、他のベンゼンやトリクロロエレンなどは、濃度的には問題ない。いわゆる遮水シートがあって、中にも保有水があって、保有水自体があまり汚れていないということであるとすれば、No.6 処分場に起因する汚染というものはほぼないのではないかと思う。前にドラム缶を掘ったNo.1、No.2 処分場については、遮水シートもなく、そのまま地

下水を汚染するような状況で、皆さまからのご指摘も受けて、昔のドラム缶を掘削して撤去した方が今後の維持管理も間違いなく役立つという根拠があったからこそ行った。現状のデータ等をみると、No.6 処分場については、今のところは掘る必要は無いと思う。今後もし大きな変化があるとなれば、そのときは考えることになると思う。

委員

いつか。

委員長

それは水質の変化があったときである。

委員

中身の入っていたドラム缶の現状はどうなっているのか。

委員長

中身の入っていたドラム缶は処分場の中にそのまま残置している。

委員

ドラム缶の中身が入っていること自体が心配である。

委員長

今のモニタリングの状況では、ボーリング時に出てきたドラム缶は存在しているが、それが遮水シートの外に、濃度の濃いような汚染を出しているとは考えにくい状況だと思う。

委員

水質が変わってないって言ったって、ドラム缶の入っている周辺の水質ではないか。

委員長

保有水なので、処分場の中に溜まった水を汲んでいる。基本的には一定の濃度の水だと考えてもいいので、そこをしっかりと監視していく。それが濃くなるような嫌いがあれば、それは必要性として、掘らないといけなのかもしれない。

委員

県として今まで言ってきたことは、処分場として不適切なものが埋められているものについては撤去する。No.6 処分場は、処分場の作られていく経緯からしても、適切な処分場の扱いのものではないと思う。掘削の対象にしてもらわないといけない。

委員長

遮水シートで囲まれた処分場で保有水が溜まっている。保有水自体の水質は濃いものでもなく、変化もあまりないということで、現状では、ここを掘る必要性はないのではないかと考えている。保有水があるということで遮水性はある。仮に漏れていたとしても、現在の水質を見ると、それほど汚れたものは出ていない。掘る理由がないという状況である。

委員

2回目掘る以前も、No.6 処分場について言ってきたが、まずまだ残っているNo.1とNo.2 処分場を掘らなければいけないということで、平成26年の再調査まで十年かかった。陳情が出されて、それから再調査になった。そしたら、掘削することによって維持管理の方にも良い影響を与えるだろうということで掘ることになったのが、2回目の平成29年の掘削だった。

委員長 No. 1、No. 2 処分場については、遮水シートがないので、そのままドラム缶を残しておく、汚れ自体がずっと垂れ流し状態という状況になるということもあったので、やらせていただいた。No. 6 処分場については、遮水シートがあって、なおかつ保有水の水質も悪くはないのに、なぜやる必要があるのか、説明はできない。引き続き検討させていただきたい。

委員 いずれにして、住民としては、今の県の説明では、過去の廃棄物行政のあり方や事業者の業の進め具合などからして信用できるものではない。また、遮水シートがあるから安全だと言われても、住民としては安心のできるものではない。県として、住民に安全と安心を提供するために、今頑張ってくださいとは思っている。引き続き、No. 6 処分場の中身があったものだけはもう一度調査をして、そこを撤去していただきたい。そのことを強く要望する。

(以上、質問等なし)

以 上